

一本会の書記は九記の通りである。

書記 上野重勝 書記 町田倍二

一 会議事件 又議事日程は次の通りである。

日程オ一 契約締結同意方について (議案オ一号)

全 オ二 福生町取負定数条例の一部改正について (全・オ二号)

一 議 長(田村利一) 午後一時三十分開会と告げる。

一 全 (田村利一) 本日の議事日程を定める。

日程オ一 契約締結同意方について (議案オ一号)

一 議 長(田村利一) 本件を上程する旨を告げる。

一 書 記(上野重勝) 朗 読

一 町 長(秋山誠一) 昨年中は色々なことがありましたが、皆様の協力により、と場永道も順調に進歩し同慶に堪えない次第であります。

都市計画についても実現の段階に進み、関係町村間の連絡も密接にしてゆきたいと考えている。

又学校関係についてもオ三小学校の増築も準備しており、分校問題も解決しな

ればならない。予算ともいっしょに合わせようと思っております。

昭和三十三年度予算編成の時期も近く迫っているので、議会の意向を尊重して予算編成をやつてゆきたい。

議案オ一号については、所定例の定めるところに従つて五十万円以上の請負契約及び五十万円以上の物品の購入については議会の決議を必要とするので提案した次第である。

その一、その二については牛込志茂地区内配水管整備その一工事の資材購入の関係でD級エタニトパイプ二〇〇耗管六〇〇本外の購入で金額は一、二八三、四五五円であつて三つの会社から見積書ととり安い会社に注向したものである。

その一、その二に分けた理由は配管の関係で二つに分けた方が工事がやりやすいのである。その二の金額は九九二、八〇〇円でD級エタニトパイプ二〇〇耗管三、五五本他部品等を含めたものである。

その三についてはオニ水汲浄水場上屋建築工事の請負契約で八五万円が既に町達建設株式会社が工事を進めております。

その四については、その一で説明した関係の工事請負契約で五八万で斎藤工業所

が施工するがこれと系列の規定により同意を得るものである。

その五は七町四ノ原各戸配水管拡充工事の資材関係で見積合せにより、日章商會に注向したものである。

これはいすれも起債対象工事で、配管については、あと二、三〇〇米（四、〇〇〇円）も完成すると二、五九〇万円の起債対象工事が完了する。この工事が完了すると約二、〇〇〇戸に對する給水能力ができる。従つて現在の二つの井戸では一ぱりであるから更に水道局にお願ひして、今後の拡張計画を進めている。

宜しく決議をお願ひする。

一議 長（田村利一） 本件につき質疑の有無を問う。

一オニエ番（田村祐一） 資材購入における見積合せについて、資材も購入する場合は今までは殆ど見積合せでやってきているが、入札とした場合は何か弊害があるのか、或は他に理由があるのか、この点を理事者に問う。

一町 長（秋山誠一） 御質問の件については指名入札で差つかえないが、水道関係の資材は特殊な品物で必要とするので、特殊なものについては見積合せでよいと考える。何れもいさから確定と思ひれる会社から見積とつてやっているが、この是非については

どちらでも同じ結果になると思う。

一オニエ番（田村祐一） その場合は予算を見比べて予定価額に基いてやるのか。

一町 長（秋山誠一） 最初に概算の額を計算する。予算には編成の折に大体の額を見込んでいたので、購入する部分について計算をし、これに基いて何日までも指定し厳封で見積書が届けられる。開封した場合予定価額にあきまらない場合も生ずることがある。

一オニエ番（田村祐一） 土建業者の横更合から考えると福生役場の工事は儲かりない。業者が苦勞をしているのではないかと思はれる。私も以前建設委員会の折に入札の価額を設計金額から一割位引いて出したことと記憶している。町の業者に対しては、損の無いような工事をさせて戴きたい。

一面資材の購入に關しては見積合せも結構であるが、入札を行った場合もことより面があるのではないか。

一町 長（秋山誠一） その点についてはよく検討し、最善の方法があれば替えてみたいと思ふ。
一オニエ番（山下幸三） 水道の利用者が増えるに従つて、現在の二ヶ所の井戸では水が不足することと考えられるのでオニエ水泉のさく泉も始めなければならぬ。現在給水の

面でバラニスとはれているのか。

一 水道課長（眞田 眞） 利用家庭が二千戸になつた場合は技術的にみて難しい。一セロツヤ位に押えたいと考えている。と場が出来て現在一日一ミットン位の水を使用しているが今のところ確保に支障はない。

一 オナ番（森田幸徳） 熊川地区に対して何故理事者は配管も計画しないのか。熊川地区にも主管も一本通しておくことが必要であらう。税金も永年納めてきている人をも無視していろいろ思われる。

又火災或は衛生面からも軽視できない是非計画して戴きたい。理事者は今后熊川地区への給水を考へていさかどうか伺いたい。

一 町 長（秋山誠一） 今回の計画は起債対象の框内の完成となっており、従つて区域外は計されてはいない。一定の区域のみ工事をしていようであるが起債の關係で内は対象とならない。

既に熊川地区に対しオナ小学校の水道施設も目下計画中であるが今後の方針は福生町全域に拡張するとうことと全町に水道がゆきわたるよう考へている。

一 オナ番（森田幸徳） 起債の範圍と云うか町長の考方は熊川地区をも無視している。

ように見受けられる。實際に納得のゆくような計画を立ててもらいたい。

一 議 長（田村利一） 議案オナ一について要議なき。

要議なきの戸多数あり要議なきものと認められた。

一 議 長（田村利一） 議案オナ一については要議なきものと認め原案通り決定する。

日程オナ二 福生町職員定数条例の一部改正について

一 議 長（田村利一） 本件を上程する。

一 書 記（上野重勝） 朗 読

一 町 長（秋山誠一） 二号議案は昨年十二月から卒業したと場の従業員関係で、現在と場には責任者一人、と夫四人、作業員二人計七名がある。主任は職員としてと夫は臨時雇で町職員となつていない。いつまでも臨時ではおけないうので時期をみて職員にしてゆかなくてはならない。従つて職員の定数条例の改正が必要であるを増加することとなる。

一 議 長（田村利一） 二号議案について賛向はなき。

一 オナ一番（山下幸三） と場職員の増加については要議なきが、汚物処理場の職員はどうなつていふのか。また臨時か。

一町 長(秋山誠一) 汚物処理場の取扱は最初臨時雇で入れたが現在は正規の雇員とたつてゐる。

一才士番(談美知)と場施設内に小学校のナ使へ入り困るので注意されたい旨学校長宛注意があつたようであるが、理事者においても施設の充實も考へてもらいたい。

一議 長(田村利一) 議案オニ号について要議なすか、要議なしの声多数あり要議なしものと認められた。

一議 長(田村利一) 議案オニ号は要議なしものと認め原案通り決定する。

一議 長(田村利一) 本日の議案審議を終る

署名 議員 選挙

一議 長(田村利一) 署名議員選挙は指名推薦により議長が指名する旨を諮り

全会一致指名推薦と決定する。

一議 長(田村利一) 次の者と指名し一名毎に会議に諮り全会一致署名議員と決定する。

才八番 西村光人 才十番 森田幸蔵 才十一番 山下幸三

一議 長(田村利一) 午後二時五分会議を閉じる。

右会議の預末を記録し相違ないことを証するため署名する。

昭和三十三年一月十一日

福生町議会

議長 田村利一

議員 森田幸蔵

議員 山下幸三

議員 西村光人

昭和三十三年三月十七日

才一面福生町議会定例会之議録

福生町議会

福生町議会才一画定例会々議録

一 昭和三十三年三月十二日福生町議会才一画定例会と福生町役場に招集した
 一 出席した議員は次の通りである

才一 田村利一	才二 渡井	明才三 中西虎彦
才四 瀬古清吉	才五 村尾四郎	才六 米泉 薫
才七 中森与一	才八 西村光人	才九 石川信義
才十 森田幸吉	才十一 山下幸三	才十二 森田誠重
才十三 並木 秀	才十四 清水与市	才十五 井上頼太郎
才十六 設楽美知	才十七 石川常太郎	才十八 村尾種吉
才十九 飯野富十郎	才二十 森田茂一	才二十一 田村祐一
才二十二 高橋三郎	才二十三 大久保一郎	才二十四 高橋彦市

地方自治法才百二十条の規定により会議事件説明のため出席した者は次の通りである

町長 秋山 誠一 助役 川窪金吉 収入役 川辺 堅一

總務課長 大野 忠一 稅務課長 貫井 茂代次 民生課長 橋本 孝雄
 土木課長 高水 求 産業課長 森田 猛 水道課長 眞田 眞
 教育長 橋本 兵五郎

— 會議事件及決議事項日程は次の通りである。

- 日程 才一 昭和三十三年度福生町歳入歳出予算 (議案 才六号)
- 才二 昭和三十三年度福生町歳入歳出予算流用について (才七号)
- 才三 昭和三十三年度福生町歳計現金並に蓄積金預入金融機関について (才八号)
- 才四 一時借入金について (才九号)
- 才五 昭和三十三年度福生町上水道特別会計歳入歳出予算 (才一〇号)
- 才六 昭和三十三年度福生町上水道特別会計歳入歳出予算流用について (才一一号)
- 才七 昭和三十三年度福生町上水道特別会計歳計現金並に蓄積金預入金融機関について (才一二号)

- 才八 昭和三十三年度福生町上水道特別会計一時借入金について (才一三号)
- 才九 昭和三十三年度福生町国民健康保険特別会計歳入歳出予算 (才一四号)
- 才十 昭和三十三年度福生町国民健康保険特別会計歳入歳出予算流用について (才一五号)
- 才十一 昭和三十三年度福生町国民健康保険特別会計歳計現金並に蓄積金預入金融機関について (才一六号)
- 才十二 昭和三十三年度福生町国民健康保険特別会計一時借入金について (才一七号)
- 才十三 昭和三十三年度福生町公益質屋特別会計歳入歳出予算 (才一八号)
- 才十四 昭和三十三年度福生町公益質屋特別会計歳入歳出予算流用について (才一九号)
- 才十五 昭和三十三年度福生町公益質屋特別会計歳計現金 (才二〇号)

金並に蓄積金預入金融機関に於て

全 才十エ 昭和三十三年度福生町公益質屋特別会計一時借入金に於て

(全 才一ノ)

全 才十ヒ 昭和三十三年度福生町々営と場特別会計歳入歳出予算

(全 才二ノ)

全 才十ハ 昭和三十三年度福生町々営と場特別会計歳入歳出予算予算流用金に於て

(全 才三ノ)

全 才十九 昭和三十三年度福生町々営と場特別会計歳計現金並に蓄積金預入金融機関に於て

(全 才四ノ)

全 才二十 昭和三十三年度福生町々営と場特別会計一時借入金に於て

(全 才五ノ)

全 才二十一 寄附受領に於て

(全 才六ノ)

全 才二十二 契約締結同意に於て

(全 才七ノ)

全 才二十三 路線認定に於て

(全 才八ノ)

全 才二十四 路線一部変更に於て

(全 才九ノ)

全 才二十五 寄附受領に於て

(全 才一〇ノ)

全 才二十六 建物買収に於て

(全 才一一ノ)

全 才二十七 建物公売に於て

(全 才一二ノ)

全 才二十八 請願書の受理に於て

一議 長(田村利一) 午後一時十五分才一町定例会を閉会する。

一議 長(全) 本会の会期を三月二十七日までと定める。

一議 長(全) 本日の議事日程を報告する。

一議 長(全) 議事ははかり議案才大才より才ニ〇才までは予算関係の

議案であり関連性があるから一括して上程したいが異議なきか

異議なし

一議 長(田村利一) 異議なきものと認め議案才大才より才ニ〇才までは一括上程い

たします。

日程才一 昭和三十三年度福生町歳入歳出予算 (議案 才六号)

全 才二 昭和三十三年度福生町歳入歳出予算(流用)につ
いて (全 才七号)

全 才三 昭和三十三年度福生町歳計現金並に蓄積金預入
金融残高について (全 才八号)

全 才四 一時借入金について (全 才九号)

全 才五 昭和三十三年度福生町水道特別会計歳入歳出
予算 (全 才一〇号)

全 才六 昭和三十三年度福生町水道特別会計歳入歳出予
算(流用)について (全 才一一号)

全 才七 昭和三十三年度福生町水道特別会計歳計現金
並に蓄積金預入金融残高について (全 才一二号)

全 才八 昭和三十三年度福生町水道特別会計一時借入金
について (全 才一三号)

全 才九 昭和三十三年度福生町国民健康保険特別会計 (全 才一四号)

歳入歳出予算

全 才十 昭和三十三年度福生町国民健康保険特別会計 (全 才一五号)

歳入歳出予算(流用)について

全 才十一 昭和三十三年度福生町国民健康保険特別会計歳
計現金並に蓄積金預入金融残高について (全 才一六号)

全 才十二 昭和三十三年度福生町国民健康保険特別会計一
時借入金について (全 才一七号)

全 才十三 昭和三十三年度福生町公益質屋特別会計歳入歳
出予算 (全 才一八号)

全 才十四 昭和三十三年度福生町公益質屋特別会計歳入
歳出予算(流用)について (全 才一九号)

全 才十五 昭和三十三年度福生町公益質屋特別会計歳計
現金並に蓄積金預入金融残高について (全 才二〇号)

全 才十六 昭和三十三年度福生町公益質屋特別会計一時借入
金について (全 才二一号)

才七昭和三十三年度福生町々営と場特別会計歳入歳

出予算

全才大昭和三十三年度福生町々営と場特別会計歳入歳

出子算ノ流甲に於て

昭和三十三年度福生町々営と場特別会計歳計

現金並に蓄積金預入金融機関に於て

全
才二十 昭和三十三年度福生町々堂之場特別会計一時

借入金について

(全 才二六号)

(全才二四号)

(全三号)

(全才二二号)

長(田村利一)最初に一般会計の予算につき朗読は総括表のみといたします。

書

記(上野重勝) 朗 讀

一町

長（秋山誠一）昭和三十三年度予算については関係がありますので一般会計及び特別会計を一緒に説明いたします。

一般会計に於ては前年度予算額 五三、七七一、九〇〇円に対し九、九六七、四五〇円の増となつてお

獻入の肉休では三三年度予算歸成に上つての自治庁で示された事項をとり起債補助

金等について確實となったときに追加予算に計上すること、して当初予算を達成し
た次第であります！

町税のうち自動車、荷車税は廃止となるが、また確定してないので、そのまゝ、計上してあります。町税総額は五五七六四圓で、昨年と比し八二九〇〇圓程増加してあります。内容において一番増額となっているのは固定資産税で六七六五五〇圓の増となつてゐる。これは一昨年来米、軍ハラス等の他が、未だ肉休で家屋に対する増加分、或はそれに半分の地価の値上りから、こつこつ増額がみられた次第であります。

町民税に於ては九五〇〇〇円の増額となつてゐるがこれは課税の對象が多くなつた爲
であります。たゞは消費税の關係は先程申上げた自転車荷車税の廃止がきまると
税率が二%引上げになり約一四〇〇〇円位増金になります。現在の自転車荷車税
は一五〇〇円位あるから、自転車荷車税の増収を考えると当町においてはプラスになると考へ
ます。

次に地方交付税の關係であります。これは昭和三十四年度の実績の範圍で計上すると云うことで四、五〇〇〇〇円となっております。

国々都の補助金では先程も申上りた通り不確定なものは計上してありません